

第10代復興大臣 田中和徳 自民党・国政報告355号

衆議院議員田中和徳事務所
TEL:03-3508-7294
FAX:03-3508-3504
<http://www.tanaka-kazunori.com>
e-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



刑法改正・拘禁刑で再犯防止

2022年の刑法改正で、懲役刑と禁固刑の廃止、拘禁刑の創設を決定。
受刑者の特性に合わせた、より柔軟かつ細やかな矯正処遇が可能となる。
拘禁刑は2025年6月1日から導入されることが閣議決定されました。
超党派再犯防止議連会長の田中和徳は、新制度の円滑導入に努めます。

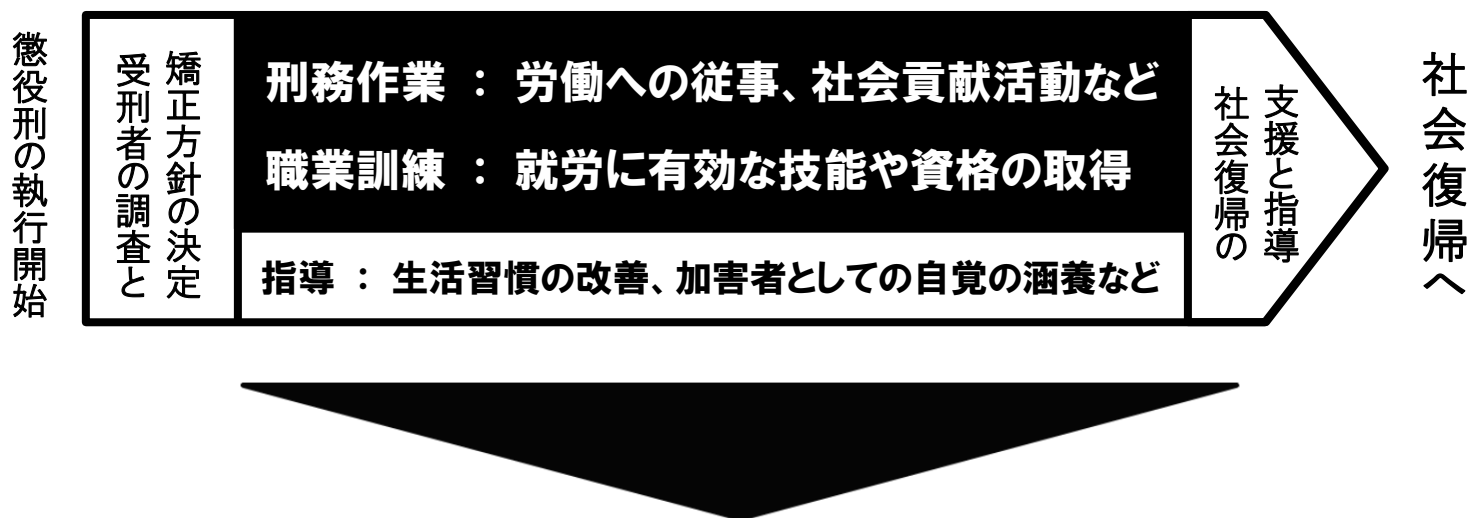
1. 我が国の刑務所の現状と課題

- ① 検挙者に占める再犯者の割合は、40%台後半で高止まりの状態。
- ② 裁判所や刑務所の運営費など、治安関係には多額の国家予算が必要。
刑務所収容受刑者1人につき、平均で約1000万円の公費が掛かる。
- ③ 懲役刑には、物品生産や労務提供といった刑務作業を行う義務があり、
そちらに時間を取られてしまうため、柔軟な矯正処遇が難しい面がある。
また、刑務作業よりもリハビリが必要な高齢受刑者も増加している。
- ④ 現在の懲役刑と禁固刑の内実はほぼ同じで、区別する意味が乏しい。

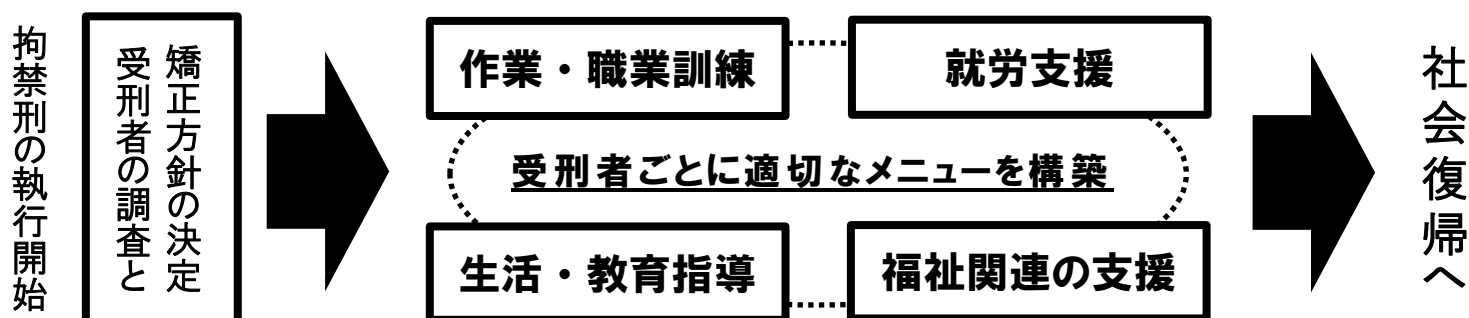
犯罪者の更生と再犯防止に向けた指導・教育プログラムの充実は、
犯罪の減少、治安関係の公費（＝税金）抑制の両面で大変重要。
そこで、2022年に刑法が改正され、拘禁刑の導入が決まった。

2. 拘禁刑導入による矯正処遇の改善

これまでの**懲役刑** どの受刑者でも作業中心の矯正処遇を実施



これからの**拘禁刑** 受刑者ごとに柔軟な矯正処遇を実施



2025年6月から導入される**拘禁刑**では、**刑務作業の義務が廃止**され、**受刑者1人1人の特性**に合わせた、**きめ細やかな矯正処遇が可能**となる。

《 拘禁刑における主な矯正処遇の種類 》

- ① 作業・職業訓練 資格や技能の習得、社会奉仕による自己肯定感獲得など。
- ② 生活・教育指導 生活習慣の改善、各種依存症の治療、加害責任の自覚、学力が不足している受刑者に対する教育支援など。
- ③ 就労指導 出所後の就労に向けた指導や企業とのマッチングなど。
- ④ 福祉関連の支援 高齢受刑者のリハビリ、福祉専門家への相談体制確保など。